

概要版

船橋市 市民公益活動公募型支援事業 令和9年度実施事業募集要領



令和9年度実施事業の申込み締切 令和8年9月30日(水)

相談会を開催します（事前予約制）

まずはご相談を！！

事業内容の説明や、申込書類の書き方などを相談できる、個別の相談会を開催します。 ※事業の申込みにあたっては、相談会への参加が必須です。

会場 市役所本庁舎・市民活動サポートセンター
オンライン(Webex) など

開催日 9月15日(火)までの希望日

時間 平日 9 時～17 時(17 時以降及び土日祝休日は要相談)

予約方法 市民協働課に電話またはオンライン申請(右コード)にて
事前予約



【市HPへのリンク】



◀ 募集の詳細



◀ 過去の支援実績

【問い合わせ先】

船橋市 市民生活部 市民協働課 市民協働係
〒273-0011

船橋市湊町 2-10-18(県合同庁舎 3 階)

電話:047-436-3201 / FAX:047-436-3063

E-mail :shiminkyodo@city.funabashi.lg.jp

1 支援金の種別(全 2 種類)

支 援 金 の 種 別	支援率上限(※2)			限度額
【Ⅰ型】 市民活動団体が行う、1つの公益的なイベント等の実施に対する支援金	1年目 90%	2年目 80%	3年目 70%	10 万円
【Ⅱ型】 市民活動団体が行う、一連の公益的な活動に対する支援金	1年目 60%	2年目 50%	3年目 40%	100 万円

「支援対象経費※×支援率」の額、「支援対象経費－事業収入」の額、限度額のうち、もっとも低い額が支援金額となります ※以下、3 対象経費を参照

2 対象事業(全て満たすものであること)

- ✓ 令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月の期間内に着手かつ完了する事業であること
- ✓ 原則市内で行われる事業であって、市民に直接サービスが届く事業であること
- ✓ 公益性が認められる事業であること
- ✓ 申込団体が主催する等、主体的に行う事業であること
- ✓ 主義、主張や考え方を広めるために行う事業でないこと
- ✓ 国、県、市又はそれらの外郭団体からの補助金等を受けていない事業であること
- ✓ 過去に同一団体が、同一事業に対して支援の決定を受けていないこと(3 回未満を除く。)
- ✓ 事業の効果が市の行政目的の達成に資するものであって、次のア～キのいずれかに該当する公益活動であること

ア 保健衛生、医療又は福祉の増進に寄与するもの

イ 住民自治の向上に寄与するもの

ウ 教育、学術、文化、芸術又はスポーツの振興、
向上に寄与するもの

エ 環境対策に寄与するもの

オ 安全で安心な市民生活に寄与するもの

カ 産業の振興に寄与するもの

キ その他市長が認めるもの

3 対象経費(下表の費目に該当する経費)

費目	支援対象となる経費
報償費	講師等謝金 【Ⅰ型】の支援金限度額は5万円
交通費	自宅から活動場所までの交通費 ※公共交通機関のみ対象
消耗品費及び原材料費	購入単価が1万円未満の用紙代、材料費、書籍等の購入費
印刷製本費	チラシ、ポスター作成などの印刷費や冊子作成のための印刷製本費
通信費(※5)	郵便料金等
保険料	事業実施に伴い加入する保険の保険料
使用料	事業実施に伴う施設使用料及び物品の借上費、 事業実施に不可欠な自動車等の駐車料金(チラシ運搬、荷物搬入等)
その他これらに類する経費 【Ⅱ型】のみ	支援することが必要であると認める経費

(※5) オンラインを活用してイベント等を実施する場合、Web 会議サービスシステム(Zoom など)の利用料も対象とします

4 対象外経費

- ・食糧費、人件費、備品費
- ・団体の維持・運営に要する経費(事務所家賃や定例会議の費用など)
- ・団体の構成員に対する謝金
- ・参加者が負担することが妥当であると考えられる経費(飲食費・材料費・テキスト代など)
- ・事業に直接使用した額を確定することが難しいと考えられる経費(電話代、メール通信料など)
- ・講師等への手土産(お弁当や菓子折りなど)
- ・振込手数料
- ・支払い金額の根拠資料について、支払い根拠が不足している経費
- ・キャッシュレス決済(クレジットカード等)で必要物品を購入する際のポイント還元分・充当分
- ・その他内容により支援することが適切と認められない経費

5 団体要件(全て満たすものであること)

- ✓ 市内を活動区域としている団体
- ✓ 市内に事務所又は常設の連絡先がある団体
- ✓ 5人以上で組織する団体
- ✓ 定款、規約、会則等の組織の運営に関する定めを有している団体
- ✓ 適切な会計処理を行っている団体
- ✓ 継続的に活動している、又はこれから継続的に活動する団体
(1つのイベント事業を行うためだけに設立された団体は対象外)
- ✓ 市民活動サポートセンターに登録のある団体

6 欠格要件

「2 対象事業」及び「5 団体要件」を全て満たす場合であっても、以下いずれかに該当する場合は申し込みできません

- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体または事業
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体または事業
- ・ 船橋市暴力団排除条例(平成24年船橋市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団等」という。)並びにその統制下にある団体またはこれらを利する事業
- ・ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体または事業
- ・ 団体(構成員を含む)に課された市税を滞納している団体

7 申込事業の審査

第三者機関としての「市民協働推進委員会」において判定を行い、市が判定結果をもとに支援の可否と支援額を決定します ※ 同一事業の2年目以降の申請は、前年度分までの活動も判定の対象

判定項目	判定事項
適格性	団体及び事業内容が要件を全て満たしているか 市が税金を使用し、補助をするのにふさわしい事業であるか
効果性	地域における課題解決が期待できるか
公益性	利用や参加の機会が広く市民に開かれているか 期待される効果が特定の者の利益ではなく、広く市民に行き渡るか
実現性	計画の内容・方法・スケジュールが具体的か 収支予算が適切に計上されているか 事業の実施体制が整っているか
必要性	社会的必要性が認められ、市が支援すべきものであるか
独創性/持続性	創意工夫がみられるか 継続性と発展性が期待できるか

8 スケジュール

		I 型(①～⑧)	II 型(①～⑧及び※)
8年度 (申込年度)	9月 30日	① 参加申込書類の提出〆切	
	11 月	② 推進委員会からの質問への回答	
	令和9年1月	—	※ 公開ヒアリング
③ 選考結果の通知 → 支援金交付申請書類提出 → 交付決定(4 月)			
9年度 (実施年度)	3 月末まで	④ 以下の場合には市民協働課に連絡 ・事業計画の変更 ・経費配分の変更 ・事業の廃止	
		⑤ 事業実施報告書類 提出〆切 → 支援金の受け取り	
10年度 (振り返り年度)		⑥ 事例集の原稿作成	
		⑦ 公開報告会への出席 ※任意	※必須
～11年度 (仕入控除税額報告年度)	～6 月末まで	【税込みで実績報告をした団体のみ】 ⑧「仕入控除税額報告書」(第18号様式)を仕入控除税額確定後速やかに提出 仕入控除税額がある場合→ 該当金額を市に返還	